

## DSA、「データ利用権」を用いたデータ取引の実証実験開始 データ利用権とブックビルディング方式により企業間データ取引の課題解決を図る

一般社団法人データ社会推進協議会(以下、DSA)は、「データを利用する権利」を権利証書化し取引の対象とする「データ利用権取引」(以下、本システム)の実証実験を開始することを発表します。データ利用権を用いたデータ取引によって、組織間データ取引を妨げてきた従前の課題を解決し、デジタル社会におけるデータ交換やデータ活用の促進に貢献することを目指します。

今回の実証では、日本で初めてデータ取引におけるデータの売り出し価格の決定にブックビルディング方式<sup>1</sup>を取り入れることにより、データの価値と権利の顕在化し、適切なデータ取引を促します。本実証実験は、DSA 会員企業・団体にとどまらず、広く産官学民から参加者を募ります。これに伴い、以下の様に参加者募集説明会を実施いたします。

### 【実証参加者募集説明会】

日時：2023年11月29日(金)10時00分～12時00分

開催形式：Zoom ウェビナー

参加申込：[https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN\\_br2hUHIjQ1O-U-xJw9pF-A#/registration](https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_br2hUHIjQ1O-U-xJw9pF-A#/registration)

本システムは、2021年度にDSAがデジタル庁から受託した「DFFTを実現するためのデータ利用権取引市場の設計及び実証研究」で取りまとめた設計仕様に基づき構築されています。組織を超えたデータ交換やデータ取引、データ共有は、同調査研究をはじめ様々な領域での期待がかかる一方、市場参加者が保有する情報の非対称性や一部組織によるデータの寡占化、データの適正さの判断基準が曖昧といった課題が障壁となり、当初想定ほどの発展は進んでいないのが現状<sup>2</sup>です。

DSAはこうした課題の解決を目指し、産官学民の会員企業や政府とともに安心・安全なデータ交換に必要な技術基準やルールづくりに取り組んできました。このたびの実証実験は、データ取引に株式流通市場における成行注文や指値注文の方式と同様の仕組みを導入するとともに、データの価格決定にブックビルディングの手法を取り入れるなど、データの売り手と買い手双方による適正な価格決定を支援する試みです。従来からデータ提供者において価格算定時に適正値を測りづらいという意見がありました

<sup>1</sup> 新たに株式を発行する場合の公募価格を決める際に、投資家の需要状況に応じて公募価格を決定する方式。公募価格が高騰しやすい入札方式と異なり、市場機能による適正な価格形成が期待できること、国際的整合性から多くの公募価格決定で採用されている。

投資の時間「金融・証券用語週」<https://www.jsda.or.jp/jikan/word/297.html>より。

<sup>2</sup> 例えばデータ活用における「外部データの購入」は3割にとどまる。<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r02/pdf/n3200000.pdf>

が、データの価格設定を支援する仕組みを設けることにより、データ取引への参入障壁を下げると期待されます。

## ■データ利用権取引市場とは

経済産業省「データの利用権限に関する契約ガイドライン」<sup>3</sup>では「利活用価値が高まったデータが爆発的に増加しているという状況の変化を踏まえれば、様々な取引においてデータの利用権限を定めておくことが求められてきている」といった課題が示されています。

本システムでは「データを利用する権利」を権利証券化し、取引の対象とします。データ利用権は、データの利用に関して認められた権利で、データ提供者が権利内容を定め、その権利はデータ利用権証の所有者に付与されます。データ利用権取引市場でデータ利用権証とともにデータセットを取引することで、信頼できる第三者機関(Trusted third party。以下 TTP)によりデータを利用する権利内容と取引の来歴が保証され、データ提供者・データ利用者双方にとって安全・安心なデータ取引を実現します。データ利用権証と組み合わせてデータを取引きする仕組みにより、データ自体を取引対象とする際に伴う「複製や転売が容易」「適正価格を定めづらい」といった課題が解決され、組織間のデータ交換を進めやすくすると考えられています。データ保有者が第三者にデータを提供し、データ受領者が新たな経済活動に向けてそのデータを利用し財を得る一連の営みの支援につなげ、DSA が目指す「データ社会」の実現に寄与します。

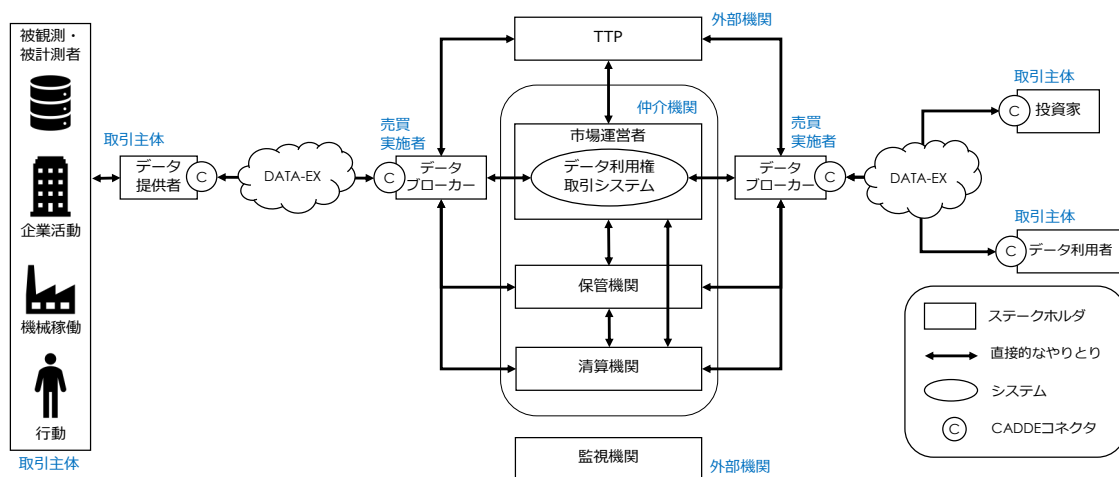


図 1 データ利用権取引市場の構成

## ■DATA-EX との関係

DSA では、内閣府総合科学技術・イノベーション会議の「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 第 2 期/ビッグデータ・AI を活用したサイバー空間基盤技術(管理法人：国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構)」において、研究開発された分野間データ連携技術<sup>4</sup>の成果を社会実装するため DATA-EX の構築<sup>5</sup>に取り組んでいます。DATA-EX は、分野を超えたデータ連携のための基盤として、

<sup>3</sup> 『データの利用権限に関する契約ガイドライン』 [https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/connected\\_industries/sharing\\_and\\_utilization.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization.html)

<sup>4</sup> 『SIP 分野間データ連携基盤』 <https://sip-cyber-x.jp/>

<sup>5</sup> 『DATA-EX の取り組み』 <https://data-society-alliance.org/data-ex/>

参加者のデータ主権を確保しながらデータ連携する取組みです。これらの連携においては、相対取引だけでなく強固な契約管理を伴う機能を提供する手法として、外部連携サービスであるデータ取引市場への接続性を提供します。今回のデータ利用権を用いたデータ取引の仕組みは、このデータ取引市場の発展的形体として位置付けています。

## ■実証の概要

データ利用権取引市場システムでは、データ利用に関わる権利の条件を標準化した「データ利用権証」と対象データを組み合わせる取引します。また、TTP がデータを利用する権利の内容と、取引関与者それぞれの真正性、データの完全性の保証を行うことにより、安心・安全かつ効率的なデータ取引を支援します。加えて、データ自体を取引の対象とする従来の方式とは異なり「データ利用権証」を取引の対象とすることで、データ提供者は金融商品の先物取引のようにデータ収集前に売買を成立させ、事業資金の事前調達を行うことも可能になります。

また、データを生成する組織が必ずしもデータ売買のノウハウを持つとは限らないことから、「データブローカー」という機関を設置し、データ売買業務を委託できる仕組みとしました。さらに、データの値付けに参考値や基準がないことがデータ取引参入の障壁のひとつとして挙げられていることから、データの上場時に入札方式かブックビルディング方式を選択できることとしています。

本実証では、データ提供者・データ利用者・データブローカーの各役割を担当する企業や組織を広く一般から募集し、具体的な業態、業務、データの提供・活用を想定してデータ利用権取引市場システムの機能をご利用いただき、下記図 2 に示すとおり、①利用権証の生成、②上場、③注文／約定（売買）、④利用権の行使といった一連の操作を体感したうえで、その操作性や活用可能性、課題抽出などの観点で検証していただきます。

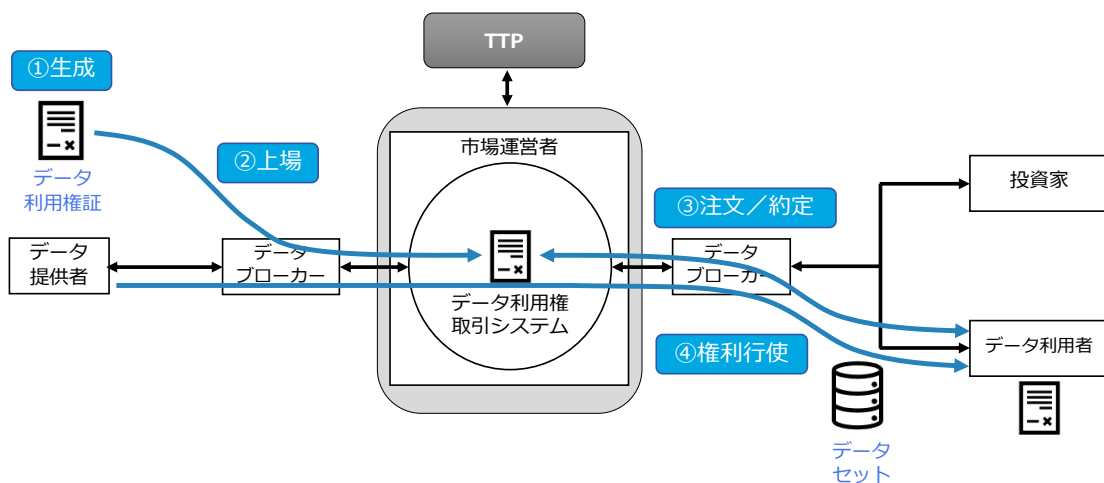


図 2 データ利用権証の取引の流れ

## ■実証スケジュール

- |              |                              |
|--------------|------------------------------|
| ① 実証参加者募集説明会 | 2023年11月29日（水）13時00分～15時00分  |
| ② 参加者募集・準備期間 | 2023年11月29日（水）説明会後～12月28日（木） |
| ③ 実証期間       | 2024年1月9日（火）～1月15日（月）        |
| ④ 参加者アンケート   | 2024年1月16日（火）～1月19日（金）       |

## ■実証参加者募集説明会について

日時：2023年11月29日（水）13時00分

開催方法：Zoom ウェビナー

参加申込：[https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN\\_br2hUHIjQ1O-U-xJw9pF-A#/registration](https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_br2hUHIjQ1O-U-xJw9pF-A#/registration)

参加要件：本実証では、データブローカー（提供者）、データブローカー（利用者）のいずれかの役割、または両方の役割として参加いただきます。それぞれの役割における参加要件は以下の通りです。説明会参加時には当該要件を問いませんが、実証にご参加いただく際に何らかの役割をお選びいただきます。ご不明点はお問い合わせください。

### データブローカー（提供者）としての参加

- 1件以上の利用権証の登録（利用権証書・目論見書・付帯情報・データ）及び、仮条件の提示（上場価格・発行口数・応募期間）を行うこと
- 応募結果を受領後、価格・引受先・割り当て口数を決定すること
- 利用者に提供可能なデータセット（形式は問わず）を準備できること

### データブローカー（利用者）としての参加

- 1件以上の仮条件通知に対する応募（購入希望口数・購入希望価格）を行うこと
- 購入した利用権証（購入したデータセット）の利活用方法について、データ利用者に説明を行えること
- 事後アンケートにて「購入データのデータ利活用方法」を回答できること

## ■一般社団法人データ社会推進協議会について

一般社団法人データ社会推進協議会（DSA）は、産官学が連携し、日本だけでなく世界とも協力しながら、分野を超えた公平で自由なデータの流通と活用ができる社会（「データ社会」）を通じて、豊かな社会の実現に寄与することを目的としています。その一環として、既存のデータ連携に関する取り組みを調整し、連邦型の分野横断的なデータ連携を目指すプラットフォーム「DATA-EX」を推進します。

## ■問い合わせ先

一般社団法人データ社会推進協議会(DSA)事務局

お問合せフォーム（HP） <https://data-society-alliance.org/contact/>